

自動車保険

多くの人が理解しているように車に保険は欠かせない。自賠責保険と任意保険で万一来に備えよう。

自賠責保険

自動車損害賠償責任保険(自賠責保険)とは、一般に「強制保険」と呼ばれており、公道を走るすべての車やバイクに加入が義務づけられている保険。もちろん守らなければ厳しい罰則が課せられているので注意。

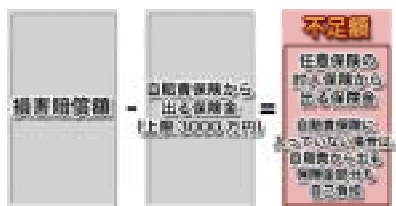
【自賠責保険の支払い限度額】

死亡事故	1.死亡による損害 2.死亡に至るまでの傷害による損害	3,000万円 120万円
傷害事故	3.傷害による損害 4.後遺障害による損害 介護を要する後遺障害 その他の後遺障害	120万円 4,000(3,000)万円～3,000(2,590)万円 3,000万円[第1級]～75万円[第14級]

ところが最近の判例では、交通事故で死亡したり、後遺障害を負った人に対して、自賠責保険の限度額をはるかに超える高額な損害賠償が続々と認められている。

昭和59年、40歳の男性が後遺障害を負った交通事故では、その人が会社役員という事情もあって、裁判所は2億9736万円という賠償額を認定した。

すると、当然自賠責保険ではカバーしきれなくなる。不足した分は自分が払わなければならない。といっても果たして数千万、時には1億円を超えるお金を払える人がどれだけいるか？そこで必要になるのが任意保険の加入である。任意保険で不足分をカバーするしかない。それともう一つ注意してもらいたいことが、自賠責保険は『他人』に対する保障だけで、運転者や同乗者、車両や物は保障されないことである。



結論から言えば、自賠責保険だけでは足りなく、必ず任意保険にも入るべきということ。

